

国名	シンガポール
公的年金の体系	<p>中央積立基金（Central Provident Fund, CPF）が社会保障の中心的な役割を担う。CPFの資金は、年金だけでなく、住宅購入、保険、教育、医療等の目的でも使用される。</p> <pre> graph TD CPF[CPF] Employer[雇用主] --> CPF Employee[従業員] --> CPF CPF --> Ordinary[<普通口座>] CPF --> Special[<特別口座>] CPF --> MediSave[<メディセイブ口座>] Ordinary --> Retirement[<退職口座>] Special --> Retirement Retirement --- RetirementText["・55歳到達時に開設され、普通口座と特別口座の積立金が移管される。"] </pre>
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<p>シンガポール国民及び永住権保持者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月収50シンガポールドル（以下、ドル）以上の公的部門を含む被用者（一部例外を除く） 普通口座◎ 特別口座◎ メディセイブ口座◎ ・年間純取引収入6,000ドル以上の自営業者 普通口座△ 特別口座△ メディセイブ口座◎
保険料率（2022年）	<p>労使で負担。加入者の年齢等により保険料率が異なる。2022年1月以降、以下の料率が適用されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・55歳以下：雇用主17%，従業員20%，合計37% ・55歳超60歳以下：雇用主14%，従業員14%，合計28% ・60歳超65歳以下：雇用主10%，従業員8.5%，合計18.5% ・65歳超70歳以下：雇用主8%，従業員6%，合計14% ・70歳超：雇用主7.5%，従業員5%，合計12.5%
支給開始年齢	<p>退職口座の最低残高部分は65歳から支給開始。但し、加入者は受給開始時期を70歳まで繰り下げることができる。</p>
基本受給額	<p>個人口座による積立方式のため、基本受給額はない。</p>
給付の構造	<p>退職口座の最低残高を上回る部分については55歳から引き出し可能。最低残高部分は、65歳からCPF LIFEという終身年金による給付が行われる。2022年現在、最低残高は9万6,000ドル（不動産を保有する加入者の場合）。</p>
所得再分配	<p>個人口座による積立方式のため、所得再分配機能はない。</p>
公的年金の財政方式	<p>積立方式</p>
国庫負担	<p>低所得労働者によるCPFへの拠出を支援するワークフェア所得補助スキーム（Workfare Income Supplement Scheme）は、国庫支出金により賅われる。</p>
年金制度における最低保障	<p>なし</p>
無年金者への措置	<p>なし</p>
公的年金と私的年金	<p>CPFを補完する任意加入、民営の補足退職スキーム（Supplementary Retirement Scheme）が提供されている。</p>
国民への個人年金情報の提供	<p>加入者は、中央積立基金庁（CPF Board）のウェブサイト上で、本人の積立金情報を閲覧することが可能。</p>

（北野陽平・野村資本市場研究所（シンガポール）主任研究員）

シンガポールの年金制度

北野陽平（野村資本市場研究所(シンガポール)
主任研究員)

1. 制度の特色

シンガポールでは、中央積立基金（Central Provident Fund, CPF）が社会保障制度の中心的な役割を担っている。CPFは、自助努力の精神に基づいて、個人口座による積立方式が採用されている。積立金は、年金だけではなく、住宅購入、保険、教育、医療等にも使用される。一定の要件を満たす全ての国民は加入が義務付けられており、国家による強制貯蓄制度とすることができる。

積立方式は、現役世代が払い込む保険料で退職世代の給付を賄う賦課方式に比べると、人口高齢化の影響を受けにくい。その一方で、各加入者は自分の個人口座の原資を超える給付を受けることができないため、長寿リスクが伴うことになる。国際連合の予測（中位推計）によると、シンガポールにおける90歳以上の超高齢者の人口は、2015年時点の約1万5,000人から2030年には約4万3,000人へと増加する見通しである。そうした中、口座に一定の残高を有する加入者には、自動的に終身年金が適用されるようになった。また、低所得労働者によるCPFへの拠出を政府が支援する仕組みも導入されている。

2. 沿革

シンガポールでは、定年退職後の生活に必要な蓄えを積み立てる目的から、1953年に中央積立基金令（Central Provident Fund Ordinance）が制定され、1955年にCPFの制度が開始された。1968年には、国民の生活改善と国への帰属意識の強化のため、住宅開発庁（Housing and Development Board, HDB）が建設するHDBフラットと呼ばれる公営住宅を購入する際に、CPFの積立金を充てることが認められた。1970年代までにシンガポール経済が目覚ましい成長を遂げ、賃金と生活水準が向上する中、インフレの影響緩和も目的として、保険料率は引き上げられた。

1980年代以降、CPFの役割が拡大されるとともに、CPFの機能強化が図られていった。1984年、積立金

を医療費の支払いに充てるためのメディセイブ口座（Medisave Account）が導入され、その後メディシールド（MediShield）という医療保険の提供が開始された。1987年には、平均寿命の伸びに対応するため、退職時に一定の最低残高をCPFに残すことを加入者に義務付けるリタイアメント・サム・スキーム（Retirement Sum Scheme）が導入された¹。1989年には、比較的所得の低い労働者またはその子供が高等教育を受けることを支援するCPF教育スキーム（CPF Education Scheme）が開始された。1997年には、加入者が積立金を自ら投資できるCPF投資スキーム（CPF Investment Scheme, CPFIS）が導入された。

2007年には、ワークフェア所得補助スキーム（Workfare Income Supplement Scheme）が導入された。この制度は、月収2,300シンガポールドル（以下、ドル）以下の比較的所得の低い労働者を対象として、労働とCPFへの拠出を続けるインセンティブを付与することを目的としている。さらに、急速に進行している高齢化や長寿化に対応するため、2009年からはCPF LIFE（CPF Lifelong Income For the Elderly）という終身年金制度が加わった。

3. 制度体系の概要

CPFへの加入が義務付けられているのは、月収が50ドル以上の公的部門を含む被用者全般である。但し、永住権を持たない外国人労働者や一部の臨時労働者等は加入が免除されている。年間純取引収入が6,000ドル以上の自営業者については、メディセイブ口座への拠出が義務付けられているものの、制度全体への加入は任意とされている。加入者は増加傾向にあり、2021年末時点の加入者数（受給者を含む人数）は410万人となった。

拠出金は、普通口座（Ordinary Account）、特別口座（Special Account）、メディセイブ口座に積み立てられる。普通口座の積立金は、住宅購入、保険への加入、認可された投資、子供の教育費に充てられる。特別口座の積立金は、老後の生活や不慮の事故に対する備えであり、投資目的にも利用される²。メディセイブ口座の積立金は、入院費用や特定の外来診療費に使われるとともに、メディシールドや認可された民間医療保険等への加入に充てられる。加

入者の55歳到達時に退職口座 (Retirement Account) が開設され、普通口座と特別口座の積立金が移管される。

加入者は55歳以降、退職口座に最低残高を残しておくことが求められる³。不動産を保有する加入者の最低残高は、ベーシック・リタイアメント・サム (Basic Retirement Sum, BRS) と呼ばれる。2022年現在、BRSは9万6,000ドルであるが、インフレの影響を緩和するために段階的に引き上げられ、2027年には11万4,100ドルへと増加する。不動産を保有しない加入者の最低残高は、フル・リタイアメント・サム (Full Retirement Sum, FRS) と呼ばれる。FRSはBRSの2倍の水準に設定されており、2022年現在で19万2,000ドルである。

55歳時点で退職口座に最低残高 (BRSまたはFRS) を残しておくことができる者は、メディセイブ口座にも一定額を残すことが求められる。その額はベーシック・ヘルスケア・サム (Basic Healthcare Sum, BHS) と呼ばれ、2022年現在のBHSは6万6,000ドルとされている。メディセイブ口座の残高がBHSを下回る場合、普通口座または特別口座の積立金をメディセイブ口座に移すことができる。反対に、メディセイブ口座の残高がBHSを上回る場合、その超過分は普通口座または特別口座に自動的に移管される。

55歳以降に普通口座と特別口座の積立金の合計額が退職口座の最低残高を上回る場合、加入者はその差額を自由に引き出すことができる。また、毎月の給付額を増額したい加入者は、追加の拠出を行うことにより退職口座の残高を積み増すことができ、その上限額はエンハンスド・リタイアメント・サム (Enhanced Retirement Sum, ERS) と呼ばれる⁴。ERSはBRSの3倍の水準に設定されており、2022年現在で28万8,000ドルである。退職口座の積立金が最低残高に満たない加入者でも、55歳以降に5,000ドルを上限として引き出すことが認められている。

なお、加入者に対する税制措置として、拠出時、運用時、引出時、給付時の全てにおいて非課税となっている。

4. 給付算定方式と受給要件

退職口座の最低残高は、加入者が65歳になってか

ら年金の支給が開始される。但し、他に収入があり、毎月の給付額を増額したい者は、支給を70歳まで繰り下げることができる⁵。

1958年以降に生まれた者は、65歳の誕生日の6か月前時点で退職口座に6万ドル以上の残高を有する場合、終身年金が支給されるCPF LIFEに自動的に登録される⁶。当該要件を満たさない加入者は、80歳になる1か月前までCPF LIFEへの登録が可能である。

CPF LIFEの下では、年金の受取方法として、標準プラン (Standard Plan)、基本プラン (Basic Plan)、拡大プラン (Escalating Plan) の3つの選択肢が用意されている。どのプランを選ぶかにより、毎月の給付額と遺産として残せる額が異なる。標準プランは毎月の給付額と遺産のバランスが優先されており、基本プランは標準プランと比べると給付額が少なめで遺産が多めとなっている⁷。2018年1月に導入された拡大プランについては、初期の給付額は低く抑えられているものの毎年2%ずつ増加していく設計であり、インフレの影響を軽減できるという利点がある。

実際の給付額は、退職口座の残高により異なることに加えて、死亡率や金利動向を踏まえて毎年見直される。一例として、2022年に55歳になる者に対する標準プランの給付額は、残高がBRSの場合850ドル、FRSの場合1,570ドル、ERSの場合2,300ドルと推定されている。なお、加入者は65歳到達時に、一時金として最低残高部分の20%をまとめて受け取ることができる。

他方、CPF LIFEに登録されない者は、退職口座の残高がなくなるまで、または90歳に達するまで年金を受け取ることができる。従前、退職口座の残高がなくなった場合、普通口座と特別口座の積立金を退職口座に移管する手続きが必要であったが、2022年以降、普通口座と特別口座から自動的に年金を受け取ることができるようになった。

5. 負担、財源

前述のワークフェア所得補助スキームは、国庫支出金により賄われているが、CPFのその他の給付財源は加入者及び雇用主の拠出金と運用利子である。

労使の拠出率と各口座への組み入れ割合について

は、賃金、シンガポールの永住権を取得してからの年数、公的部門における年金制度の対象になっているかどうか等によって細かく設定されており、かつ頻繁に改定されている。一例として、民間部門の被用者または公的部門における年金制度の対象外である者のうち、賃金月額750ドル以上で、①シンガポール国民、②永住権取得後3年目以上の者、③永住権取得後1年目または2年目で雇用主とともに申請をした者、のいずれかに該当する者の拠出率と各口座への組み入れ割合を示したのが表1である。拠出金算定基礎となる賃金月額は6,000ドルが上限である。

全加入者の積立金は2021年末で5,057億1,880万ドルとなった。内訳は、普通口座が1,704億8,790万ドル、特別口座が1,272億2,220万ドル、メディセイブ口座が1,176億1,330万ドル、退職口座等が903億9,540万ドルである。

6. 財政方式、積立金の管理運用

CPFの財政は、個人口座による積立方式で運営されている。積立金の管理運用は、主に中央積立基金庁（Central Provident Fund Board, CPF Board）により行われる。積立金の運用に対する利回りは保証されており、口座種類ごとに最低水準が異なる。普通口座、特別口座、メディセイブ口座の金利は四半期ごと、退職口座の金利は1年ごとに見直しが行われる。

普通口座では、大手地場銀行の3か月平均預金金利または2.5%のいずれか高い金利が支払われる。

2022年4～6月の適用金利は2.5%（年利ベース）である。特別口座とメディセイブ口座では、10年物シンガポール政府債の12か月平均利回りに1%を加えた金利または4%のいずれか高い方が支払われる。2022年4～6月の適用金利は4%（同上）である。退職口座では、特別シンガポール政府証券（Special Singapore Government Securities）に投資され、10年物政府債の12か月平均利回りに1%を加えた金利または4%のいずれか高い方が支払われる。2022年の適用金利は4%（同上）である。

また、積立金のうち、6万ドル（うち普通口座は2万ドル）については、1%の金利が追加で支払われる。さらに、55歳以上の加入者を対象として、3万ドル（うち普通口座は2万ドル）を上限として、1%の金利が上乘せされる。これらを考慮すると、保証されている最高金利は普通口座が4.5%、特別口座、メディセイブ口座、退職口座が6%である。

他方で、CPF Boardによる運用以外の方法もあり、一定の要件を満たす18歳以上の加入者はCPFISの下で、自らが特定の金融商品に投資することができる。その要件とは、普通口座に2万ドル以上、または特別口座に4万ドル以上の積立金を有することである。当該要件を満たす者は、自己認識質問票（Self-Awareness Questionnaire）を用いて基本的な金融知識を有するかどうかを評価した上で、普通口座と特別口座の各々の超過部分を投資に回すことが認められている。普通口座での投資と特別口座での投資は、別々に管理される。

投資対象となる金融商品には、政府債・政府保証

表1 CPF拠出率と各口座への組み入れ割合（2022年1月1日以降）

年齢	拠出率 (%)			各口座への組み入れ割合		
	雇用主	従業員	計	普通口座	特別口座	メディセイブ口座
35歳以下	17	20	37	23	6	8
35歳超45歳以下	17	20	37	21	7	9
45歳超50歳以下	17	20	37	19	8	10
50歳超55歳以下	17	20	37	15	11.5	10.5
55歳超60歳以下	14	14	28	12	5.5	10.5
60歳超65歳以下	10	8.5	18.5	3.5	4.5	10.5
65歳超70歳以下	8	6	14	1	2.5	10.5
70歳超	7.5	5	12.5	1	1	10.5

(注) 拠出率は賃金月額に対する割合。各口座への組み入れ割合は労使計の拠出金からの配分。

(出所) CPFウェブサイト

(<https://www.cpf.gov.sg/employer/employer-obligations/how-much-cpf-contributions-to-pay>,

https://www.cpf.gov.sg/content/dam/web/member/faq/growing-your-savings/documents/CPF_Allocation_Rates_from_1_January_2022.pdf)

債、社債、ユニット・トラスト、上場投資信託、株式、保険商品等が含まれる。普通口座と特別口座では投資可能な商品が異なり、例えば、特別口座では普通口座で認められている社債や株式等への投資が禁止されている。CPFISの利点として、前述の最低保証金利より高い運用利回りを期待できることがある一方で、運用状況次第では利回りが低下することや損失が発生することもある。

また、投資対象となる金融商品が数多くある中、投資資産の管理に時間を割くことが難しい加入者や金融商品に対する十分な知識を持たない加入者からは、CPFISの使い勝手の悪さを指摘する声があった⁸。実際に、CPFISの利用者（普通口座と特別口座の合計）は2006年末時点の127万2,000人から2021年末には125万人に、投資残高は同期間に313億8,000万ドルから228億9,600万ドルに減少した。

7. 制度の企画、運営体制

CPFの制度は、CPF Boardにより企画・運営されている。CPF Boardには3グループの下に17部局があり、それらから独立した内部監査局がある。

ボードメンバーを見ると、人材開発省、保健省、運輸省、シンガポール金融管理局等の代表者がメンバーとなっている。

8. 最近の議論や検討の動向、課題

CPF等の制度に関する近年の議論として、以下の点が挙げられる。

(1) 高年齢労働者の保険料率の引き上げ

人材開発省が2018年5月に結成した高年齢労働者に関する第三者部会（Tripartite Workgroup on Older Workers）は2019年8月、定年退職後の生活に向けた貯蓄促進を目的として、高年齢労働者のCPF保険料率を、向こう10年程度にわたって引き上げる提言を行った。同提言の下で、55歳超70歳以下の加入者の労使合計の保険料率は2022年1月以降、表1の通りに引き上げられた。また、労使合計の保険料率は2030年までに、55歳超60歳以下の者が37%に、60歳超65歳以下の者が26%に、65歳超70歳以下の者が16.5%に引き上げられる計画である。

(2) 低所得層の高齢者に対する支援

政府は2020年2月、低中所得層の高齢者の貯蓄支援を目的として、マッチド・リタイアメント・セービング・スキーム（Matched Retirement Savings Scheme）の導入を発表し、2021年に開始した。対象者は、BRSを確保できていない55～70歳の者である。同スキームの下で、政府は2021年から2025年まで、加入者が退職口座に追加拠出する金額と同額を、年間600ドルを上限として拠出する。政府は2022年1月、2021年に追加拠出した11万7,000人に対して計6,800万ドルのマッチング拠出を実施した。なお、2022年の対象者は43万5,000人である。

(3) 定年退職年齢及び再雇用年齢の引き上げ

上述の高年齢労働者に関する第三者部会は2019年8月、労働者ができる限り長い期間働ける環境を整備することにより、熟練した高齢者の労働力を有効活用することを目的として、定年退職年齢及び再雇用年齢の引き上げを提言した。同提言に基づいて、2022年7月以降、定年退職年齢は現在の62歳から63歳に、再雇用年齢は現在の67歳から68歳に引き上げられる。また、2030年までに、定年退職年齢は65歳に、再雇用年齢は70歳に引き上げられる計画である。

(4) ワークフェア所得補助スキームの強化

政府は2022年2月、より多くの低所得労働者を支援することを目的として、上述のワークフェア所得補助スキームを強化することを発表した。2023年1月以降、同スキームの対象となる労働者の月収基準が2,300ドルから2,500ドルに引き上げられ、30～34歳の者が新たに対象者として追加されるとともに、全ての年齢層で補助額が増額されることとなった。例えば、年間補助額は、35～44歳の場合1,700ドルから3,000ドルに、45～54歳の場合2,500ドルから3,600ドルに引き上げられる。

9. 私的年金の導入状況

シンガポール政府は2001年、CPFを補完する任意加入、民営の年金制度として、補足退職スキーム（Supplementary Retirement Scheme, SRS）を導入した。SRSには、18歳以上のシンガポール国民と永住権保持者のほか、外国人も拠出することが認め

られている⁹。

加入者は、上限範囲内でSRSへの拠出額を決めることができ、拠出金は多様な投資に充てられる。SRSの特色として、寛大な税制優遇措置が挙げられる。拠出金は税額控除の対象となり、投資収益も課税されずに積み立てられる。また、62歳以降にSRSから積立金が引き出される場合、その50%は非課税である。加入者が死亡した場合には、その積立金残高は、指定された相続人に支払われる。SRSの加入者及び拠出額は年々増加傾向にあり、2020年末時点で加入者は22万1,849人、拠出金残高は122億3,000万ドルに達している。

なお、シンガポールでは企業年金制度も存在するが、多国籍の大企業を除くとほとんど導入されておらず、2022年5月現在、企業年金を普及させるという政策面の動きも見られない。

.....
〈注〉

- ¹ 従前、ミニマム・サム・スキーム (Minimum Sum Scheme) と呼ばれていた。
- ² 普通口座の積立金を特別口座に移管することが可能であるが、特別口座の積立金を普通口座に移管することは認められていない。
- ³ 私的年金等で終身年金を受け取る加入者は、退職口座に最低残高を残す義務が免除される。

- ⁴ 加入者は、自身の普通口座や特別口座の積立金を家族のメデイセイブ口座に移管することもできる。
- ⁵ 給付額は、受給開始年齢の繰り下げの期間に応じて金利が上乘せされる。加入者が受給申請を行わない場合、70歳から自動的に支給が開始される。
- ⁶ 加入者は、私的年金等で終身年金を受け取る場合、CPF LIFEへの登録が免除される。
- ⁷ 基本プランでは、退職口座の残高から約10~20%が控除され、控除後の残高が支給される。
- ⁸ CPFISの下では、投資信託及びインベストメント・リンク保険商品だけでも約250種類の投資商品が提供されている。
- ⁹ 年間拠出額の上限は、シンガポール国民と永住権保持者が1万5,300ドル、外国人が3万5,700ドルである。

主な参考文献

- * Central Provident Fund Board. (2021) Annual Report 2020.
- * Endowus. (2021) Singapore Retirement Report 2021.
- * Gee, Christopher. (2019) "More Savings-Investment Options Needed in Singapore's Retirement Financing System," *Nomura Journal of Asian Capital Markets*, Nomura Foundation.
- * Mercer. (2021) Mercer CFA Institute Global Pension Index 2021.
- * 野村亜紀子 (2013) 「長寿リスク対応を進めるシンガポールの年金制度」『野村資本市場クォーターリー』2013年春号, 野村資本市場研究所。